

市民から寄せられた意見と審議会の考え方(案)

審議会は、平成15年7月に市長からの諮問を受け、制度審議部会において、「今後の個人情報保護制度のあり方」について、審議検討を進めてきました。

平成16年2月に、第一次答申(利用停止請求権、罰則について)を行いました。その後、開示請求手続、不服申立て手続、非開示情報等について審議検討を重ね、中間とりまとめ〔第二次〕を行い、市民から意見を募集しました。そして、寄せられた意見を項目毎に分類、整理し、その要旨を左の欄に掲げました。審議会の考え方は右の欄に掲げるとおりです。

市民意見募集について

「中間とりまとめ」に対する意見(平成16年12月10日から17年1月13日まで35日間)
寄せられた意見書 8通(意見の件数 8件)

意見の要旨	審議会の考え方
<p>1 目的</p> <p>「自己の情報を総括的にコントロールする権利」は、憲法13条(個人の尊重)に由来する基本的な人格権である。この「自己情報コントロール権」(自己情報管理権)は、その概念等について、いまだ不明確などの意見もあるようだが、「自己情報コントロール権」の明記は、近年の個人情報保護条例の対象範囲の飛躍的な拡大に伴い、必要な措置であると考えられる。いつまでも、「概念が不明確」等の議論にとどまるべき段階ではない。</p> <p>この権利は、「情報主権」の観点からも、情報公開条例における「知る権利」に相当するものであり、条例化されることによって実質的な内容を獲得する概念でもあることから、条例改正にあたって明記すべきだ。現行条例第1条(目的)は、市民自身が憲法第13条に基づく「情報主権者」であることが明確に示されていない。</p> <p>もし、どうしても、「現段階では妥当ではないものと考えられる」(中間とりまとめ)なら、現行条例第1条(目的)の「この条例は」の次に、「日本国憲法第13条の個人の尊重の概念に基づき」を挿入し、憲法上の権利に基づくことを明確にすべきだ。</p> <p>(ちなみに、川崎市や逗子市の個人情報保護条例では「個人の尊厳の維持」「市民の基本的人権の擁護」がうたわれている) (提出資料15-3の1ページ)</p>	<p>「自己の情報をコントロールする権利」については、中間とりまとめ1(1ページ)をご参照ください。</p> <p>本制度においては、収集制限、適正管理、目的外利用・提供制限などの個人情報の適正な取扱いに関する必要事項を定めるとともに、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権を保障することにより、個人情報の取扱いに係る個人の権利利益の保護を図ることを目的としています。そこにいう「個人の権利利益の保護」には、憲法第13条にいう個人尊重の理念が含まれていると考えられます。</p>

意見の要旨	審議会の考え方
<p>「自己の情報をコントロールする権利」は、憲法 13 条（個人の尊重）に由来する基本的な人格権である。この「自己情報コントロール権」（自己情報管理権）は、情報公開条例における「知る権利」に相当するものだから、「情報主権」の立場からも条例改正にあたって明記すべきだ。</p> <p>現行条例第 1 条（目的）は、市民自身が憲法第 13 条に基づく「情報主権者」であることが明確に示されていない。</p> <p>（提出資料 15 - 3 の 3 ～ 7 ページ）</p>	<p>「自己の情報をコントロールする権利」については、中間とりまとめ 1（1 ページ）をご参照ください。</p>
<p>6 電子計算機結合の制限</p>	
<p>オンライン結合の性質上、大量の個人情報が瞬時に、実施機関以外のものも入手しうる状態になる。そのため、オンライン結合して相手方にわたった個人情報も、自治体としてその利用状況の報告を求めるなど可能な範囲でチェックする規定が必要である。</p> <p>（提出資料 15 - 3 の 2 ～ 7 ページ）</p>	<p>現行条例上、実施機関には、収集制限、適正管理、目的外利用・提供制限などのほか、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとする場合に当審議会の意見を聴く義務が課されています。更に、電子計算機による結合を原則禁止としており、例外的に結合できる場合として、法令等に規定があるとき、又は実施機関が当審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときに限定しています。</p> <p>また、条例第 10 条で、実施機関が個人情報を実施機関以外のものに提供する場合には、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、使用目的、使用方法、提供する情報の内容等に応じて、必要な制限を付すことや必要な措置を講ずる旨規定しています。</p>
<p>私は社内でコンピュータを使って情報のやりとりをやっている。コンピュータは仕事の生命線である。民間ではコンピュータネットワークを組んでいる。さもないと競争には勝てない。市の条例を見たが、結合の制限など、いまどき奇異に感じる。お役所は競争が無いのでこれでやっていけるのだろう。だからコンピュータの利用に後ろ向きなのか。コンピュータを積極的に使う、効率の良い仕事をする。同時に社員に個人情報の教育をする。コスト意識を持って、革新を吹き込むべきだ。個人情報は大切だ。同時に仕事に革新をしっかりとやり、コストを削減すべきだ。</p> <p>（提出資料 15 - 3 の 8 ページ）</p>	<p>電子計算機処理は情報が大量かつ迅速に処理され、また電子計算機による結合は情報が大量かつ瞬時に移動し、個人の権利利益を侵害するおそれも大きいことから、現行条例上、個人情報の電子計算機処理及び電子計算機による結合に厳しい制限を課しています。</p> <p>これは、電子計算機処理により事務の効率化を図るとともに、個人情報の保護に十分配慮すべきであるとの考え方に基づいています。</p>
<p>8 開示請求手続</p> <p>現行条例では、不存在決定についての規定が不明確であるため、市情報公開条例にならって整備する必要がある。</p> <p>（提出資料 15 - 3 の 2 ページ）</p>	<p>中間とりまとめ 8 (1)オ(8 ページ)をご参照ください。</p>

意見の要旨	審議会の考え方
<p>14 事業者</p> <p>報道機関等が、報道等の用に供する目的で個人情報を取り扱うとき、及び事業者が報道機関等に対して個人情報を提供する行為については、条例第 28 条、29 条を適用除外とすることが適当である。これは報道の独自性を保障する意味からも重要である。 (提出資料 15 - 3 の 2 ページ)</p>	<p>中間とりまとめ 14(2)(17 ページ)をご参照ください。</p>
<p>その他</p>	
<p>神戸市では、市によって 2004 年 2 月から三宮、元町で防犯カメラが設置され、民間でも設置が増加する傾向にある。こうした状況に対して、犯罪対策の名目で「野放し」になることは好ましくなく、設置・利用(管理)について、個人情報保護の観点から、一定の歯止めが必要だと考えられる(東京都杉並区では、「杉並区防犯カメラの設置および利用に関する条例」が 2004 年 7 月から施行されている)。 (提出資料 15 - 3 の 2 ページ)</p>	<p>今回の中間とりまとめは個人情報保護制度一般について検討したものです。 防犯カメラに関してのご意見としていただきました。</p>
<p>私の個人情報について、市がどれ位持っているかわからないが、税金や国民保険、国民年金などの情報を持っていると思うが、それは私にとって大切なものだ。あまり関係ない仕事や職員により便利に使われていないか心配だ。条例や仕組みを改正するのは結構なことと思うが、市の職員の方が個人情報を大切に扱う意識を持つことが必要なことと思う。そのことに十分配慮して欲しい。 (提出資料 15 - 3 の 9 ページ)</p>	<p>現行条例では、個人情報を利用目的以外の目的に利用することを禁止する等個人情報の厳格な取扱いについて、実施機関に対して義務を課しています。 また、職員が個人情報を不正に取り扱った場合の罰則及び個人情報を利用目的以外の目的に利用・提供した場合の利用停止請求権についても、条例に定められ、平成 16 年 6 月から施行しています。 なお、個人情報保護制度の運用上、個人情報を厳格かつ適正に取扱うことについて、更に職員の意識向上を図る必要があると考えます。</p>